

(旧) 通所型サービスの人員、設備等の基準

※平成28年4月1日～令和6年5月31日

項目	①介護予防型	②介護予防緩和型	③生活援助型	④住民主体活動型
サービスコード	A 7	A 7	A 7	—
実施方法	指定	指定	指定	補助
管理者	・常勤1人 ・専従。支障のない場合、兼務可	・1人（非常勤可） ・兼務可		
生活相談員	専従1人以上	1人以上（兼務可）	不要	
(准) 看護師	専従1人以上	不要 ※体調急変時には、 (准) 看護師と連携が図れること	不要 ※体調急変に対応できる医療 関係等の有資格者が必要	不要
従事者	15人未満	専従1人	専従1人	必要数
	15人以上	15人以上5人につき 専従者1人以上	1人以上の必要数（同一敷地内事業所の職務と兼務可）	
機能訓練士	1人以上（兼務可）	1人以上（兼務可）	介護予防健康指導員も含む	不要
食堂及び機能訓練室	・食堂、機能訓練室それぞれに必要な広さを有する ・合計面積 $\geq 3\text{m}^2 \times$ 利用定員数	・合計面積 $> 3\text{m}^2 \times$ 利用定員数 ・室構成、室数は問わない		室構成、室数は問わない
事務室	遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しないように配慮されている			
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供			
利用者の安全配慮	保険加入の義務			
心身の状況等の把握	必要		必要（一部緩和）	
利用者のモニタリング	1ヶ月に1回	3ヶ月に1回		不要

(新) 通所型サービスの人員、設備等の基準

※令和6年6月1日から

項目		①介護予防型	②介護予防緩和型	③住民主体活動型
サービスコード		A 6	A 7	—
実施方法		指定	指定	補助
管理者		・常勤1人 ・専従。支障のない場合、兼務可	・1人（非常勤可） ・兼務可	
生活相談員		専従1人以上	不要	
(准) 看護師		専従1人以上	不要 ※体調急変に対応できる医療関係等の有資格者が必要	不要
従事者	15人未満	専従1人	専従1人	必要数
	15人以上	15人以上5人につき 専従者1人以上	1人以上の必要数（同一敷地内事業所の職務と兼務可）	
機能訓練士		1人以上（兼務可）	1人以上（兼務可、介護予防健康指導員も含む）	不要
食堂及び機能訓練室		・食堂、機能訓練室それぞれに必要な広さを有する ・合計面積 $\geq 3\text{m}^2 \times$ 利用定員数	・合計面積 $> 3\text{m}^2 \times$ 利用定員数 ・室構成、室数は問わない	室構成、室数は問わない
相談室		遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しないように配慮されている		
法令順守事項		従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供		
利用者の安全配慮		保険加入の義務		
心身の状況等の把握		必要	必要（一部緩和）	
利用者のモニタリング		1ヶ月に1回	3ヶ月に1回	不要